

表 2 試験実施の可否について

	物質名	CAS 番号	試験実施の可否	備考
1	4-ノルフェノール (分枝)	84852-15-3	可	
2	ジヘキサン-1-イル=アジパート	110-33-8	不可	販売中止で入手困難
3	7-メチル-3-メチレン-1,6-オクタジエン	123-35-3	可	純度 95%未満
4	1,1-ジフルオロエテン重合体	24937-79-9	可	ポリマー
5	3,7,11-トリメチルドデカ-2,6,10-トリエン-1-オール	4602-84-0	可	
6	DL-p-メントン-3-オール	1490-04-6	可	
7	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアナート	4098-71-9	可	
8	ジペンタエリスリトール	126-58-9	可	純度 95%未満
9	ヘキサン-1,6-ジイル=ジアクリラート	13048-33-4	可	
10	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	80-43-3	可	
11	臭素化ポリスチレン	88497-56-7	可	ポリマー
12	2-エチルヘキシル=ホスファート	12645-31-7	可	混合物(mono-ester :35.2%、Di-Ester:61.9%)

厚生労働省から提示された被験物質候補の 12 物質 (表 2) について、試験の実施可否を検討した。

ジヘキサン-1-イル=アジパートは、試薬販売中止で入手できないため、試験実施不可と判断した。1,1-ジフルオロエテン重合体、臭素化ポリスチレンは、ともにポリマー (平均分子量 ~534000) であり、水に不溶であった。最高用量 5.0mg/mL とした場合、1,1-ジフルオロエテン重合体は培養液に被験物質を加えた直接懸濁で、臭素化ポリスチレンは DMSO を溶媒とした懸濁で、それぞれ懸濁処理が可能であるため、試験実施可と判断した。2-エチルヘキシル=ホスファートは、2-エチルヘキシルの mono-ester (含量 35.2%) と di-ester (含量 61.9%) の混合物として市販されている。di-ester 単独の試薬としては、CAS No. 298-07-7 のビス(2-エチルヘキシル)=ホスファートが純度 95% の試薬として市販されているが、mono-ester 単独では高純度の試薬は市販されていない。2-エチルヘキシル=ホスファートの試験を実施する場合には、mono-ester と di-ester 混合物として純度 100% 扱いで試験する場合 (①)、含量 35.2% の mono-ester に関して純度換算して試験を実施する場合 (②) が想定される。①の場合は DMSO 溶媒に溶解させて最高用量 10mM での処理が可能であり、②の場合は水溶媒に懸濁させての最高用量 10mM での処理が可能であるため、2-エチルヘキシル=ホスファートは試験実施可と判断した。7-メチル-3-メチレン-1,6-オクタジエン、ジペンタエリスリトールは純度 95% 未満であるが、溶解性を確認したところ、純度換算して試験実施可と判断した。

試験実施可能であると判断した 11 物質の中から、ポリマーと混合物を除き、2020 年度の被験物質を 8 物質 (背景を      で表示) 選択した。